定例公安委員会開催概要

令和2年8月5日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

- (1) 9月中行事予定 9月中行事予定について報告を受けた。
- (2) 令和2年北海道殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式の実施 令和2年北海道殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式の実施について報告を受けた。
- (3) 6月中の苦情受理・措置状況 6月中の苦情受理・措置状況について報告を受けた。
- (4) 中央署地域警察官との合同補導の実施結果 中央署地域警察官との合同補導の実施結果について報告を受けた。
- (5) 刑事関係主要事件発生・検挙状況 元札幌国税局職員等による営利目的大麻譲渡事件の検挙について報告を受けた。
- (6) 夏の交通安全運動の実施結果 夏の交通安全運動の実施結果について報告を受けた。
- (7) 当面の警護等予定 当面の警護等予定について報告を受けた。
- (8) 新型コロナウイルス感染症への対応状況 新型コロナウイルス感染症への対応状況について報告を受けた。
- (9) 8月中の入校予定と主な学校行事等 8月中の入校予定と主な学校行事等について報告を受けた。

2 決裁・報告事項

- (1) 運転免許の取消処分等 運転免許の取消処分等を行った。
- (2) 沖縄県公安委員会からの援助要求 沖縄県公安委員会からの警察職員等の援助要求について説明を受け、援助を行うことと した。
- (3) 警察署協議会委員の解嘱及び選考・委嘱 旭川方面稚内警察署協議会委員の解嘱及び北見方面北見警察署協議会委員の選考・委嘱 について報告を受け、その内容を了承した。
- (4) 遺族給付金の支給裁定概要 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第 36号)に基づく遺族給付金について裁定した。
- (5) 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更に伴う告示 北海道公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人北海道家庭生活 総合カウンセリングセンターの代表者の氏名が令和2年7月14日付けで変更されたことに 伴い、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第 3条第1項の規定による届出書の提出があったとの報告を受け、同条第3項の規定に基づ き承認し、変更事項等を告示することとした。

(6) 犯罪被害者等早期援助団体の役員の変更

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターから、役員の変更に関し、犯 罪被害者等早期援助団体に関する規則第3条第4項の規定に基づく書類の提出を受けたこ とについて報告を受けた。

(7) 行政不服申立事件の受理及び裁決

運転免許の行政処分に対する審査請求及び銃砲所持に係る教習資格認定の行政処分に対する審査請求の受理について報告を受けたほか、運転免許の行政処分に対する審査請求について裁決した。

(8) 警備員指導教育責任者資格者証及び合格証明書の返納命令

札幌方面管内の居住者が、警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第7項第1号及び同 法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第7項第1号に該当するとの説明 を受け、警備員指導教育責任者資格者証等の返納を命ずることとした。

(9) 風俗環境保全協議会委員の委嘱

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条の4第1項の規定に基づき設置された札幌方面中央・北・西・千歳・小樽・室蘭・苫小牧警察署各管内の7地域の風俗環境保全協議会委員の委嘱について説明を受け、その内容を了承した。

(10) 暴力追放運動推進センターとして指定した法人の代表者氏名の変更に伴う告示

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定した公益財団法人北海道暴力追放運動推進センターから代表者の氏名の変更の届出を受けたとの説明を受け、暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第2項の規定に基づき告示することとした。

(11) 審査請求の諮問

公文書一部開示決定処分及び公文書非開示決定処分に対する審査請求の諮問について説明を受け、北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした。

(12) 年次有給休暇取得に向けた取組

年次有給休暇取得に向けた取組について説明を受けた。

(13) 令和元年度中における特定秘密保護措置の実施状況 令和元年度中における特定秘密保護措置の実施状況について説明を受けた。

14) 特定秘密の保護に関する法律に基づく適性評価実施状況

令和元年度中における特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)に基づく適性評価実施状況について説明を受けた。

(15) 要望・意見の受理及び公益通報、要望・意見の調査結果

公安委員会宛要望・意見の受理について報告を受けたほか、公益通報及び要望・意見の 調査結果について報告を受け、公益通報については公益通報取扱通知書による申出人への 通知を決定した。

(16) 苦情、直接通報の調査結果

公安委員会宛苦情及び直接通報の調査結果について報告を受け、回答が必要なものについては回答内容を決定した。

- (1) 山岸警察本部長から、人事案件について報告を受けた。
- (2) 佐々木交通部首席参事官から、釧路方面釧路警察署における交通取締りの是正事案について報告を受けた。

4 委員の主な発言

- 6月中の苦情受理・措置状況に関し、小林委員長から、「警察車両運転の際は、引き続き 緊張感を持っていただきたい。また、一般常識の教養を行って苦情を減らしていただきた い。」旨の発言があった。
- 中央署地域警察官との合同補導の実施結果に関し、小林委員長及び原委員から、「地域警察官との合同補導は、技術が伝承できる素晴らしい取組であることから、多くの職員が体験できるよう継続して実施してはどうか。」旨の発言があった。
- 夏の交通安全運動の実施結果に関し、小林委員長から、「二輪車が関係する事故が多いことから、広報啓発活動等を通じた交通事故防止活動を引き続きお願いしたい。」旨の発言があった。
- 8月中の入校予定と主な学校行事等に関し、竹谷委員から、「幹部学生と初任科生との対話は、幹部としての意識醸成と初任科生の不安解消が期待できる良い取組であることから、継続して実施してはどうか。」旨の発言があった。

小林委員長から、「新型コロナウイルス流行に伴う新しい生活様式の中で最も良い方法で各種施策を実施願いたい。」旨の発言があった。